

社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園

聖ルカショートステイ
(併設短期入所生活介護・空所利用型)

運 営 規 程

第1章 事業の目的及び運営方針

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園が開設運営する、短期入所生活介護（聖ルカショートステイ（以下「事業所」という。））の運営及び管理について必要な事項を定め、老人福祉法、介護保険法、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」を遵守し、業務の適正かつ円滑な執行と利用者の生活の安定及び充実を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニット（少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所）において利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 利用者の人格及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの提供に努めるものとする。

3 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村や居宅介護支援事業者と連携し、適切なサービス提供に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 ： 聖ルカショートステイ

所在地 ： 静岡県牧之原市坂口2766番地1

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日 ： 年中無休とする

営業時間： 24時間

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

（職員の配置）

第5条 施設は、次の各号に掲げる職員を配置する。

- | | |
|----------|-------------------------|
| （1）施設長 | 常勤1名（本体施設の管理者を兼務） |
| （2）医師 | 1名（嘱託） |
| （3）生活相談員 | 常勤換算1名以上 |
| （4）介護職員 | 利用者に対し常勤換算3：1以上（看護職員含む） |
| （5）看護職員 | 1名以上 |

- | | |
|-------------|-----------|
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (8) 栄養士 | 1名以上 |
| (9) 事務員 | 実情に応じた必要数 |

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

第6条 職員は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行うものとする。

- 2 施設長は、事業所の業務を統括すると共に、利用者の状況を随時把握し、必要に応じて対策を指示するほか、社会福祉法人及び事業所としての理念を職員に伝え指導するものとする。施設長に事故があるときは、副施設長が施設長の職務を代行するものとする。
- 3 医師は、利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事するものとする。
- 4 生活相談員は、利用者の生活全般について相談、援助を行う。また、適切な短期入所サービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業所等他の機関との連携において必要な業務を行うものとする。
- 5 介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導、援助に従事するものとする。
- 6 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事するものとする。
- 7 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。
- 8 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の素案のとりまとめを行うものとする。
- 9 栄養士は、利用者に提供する食事の管理や栄養指導を行う。
- 10 事務員は、庶務及び会計業務に従事するものとする。

(職員の勤務体制等)

第7条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に基づき、利用者に対し適切な短期入所サービスを提供できるよう定めておかなければならない。

- 2 施設長は、利用者が安心した短期入所サービスを利用できるよう配慮して毎月の勤務表を策定し、前月の25日までに職員に周知するものとする。
- 3 事業所は、当該事業所の職員によって短期入所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者へのサービスの提供に直接影響がない業務については、この限りではない。
- 4 施設は、すべての職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。新たに採用した職員には、3か月以内に採用時研修を実施する。また、介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法 第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第3章 入居定員

(定員)

第8条 事業所の利用定員は10名とする。

- 2 ユニット数は1とする。
- 3 全室個室とする。
- 4 ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情のある場合は、この限りではない。
- 5 併設の、特別養護老人ホーム聖ルカホームの入居者の入院期間中や退所などにより、入居者に利用されていない居室を利用して併設の指定短期入所生活介護事業（空床型利用）を行う。

第4章 短期入所サービスの内容及び利用料等

(契約内容及び手続の説明及び同意)

第9条 事業所は、短期入所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い利用申込者の同意を得るものとする。

(短期入所サービスのサービス提供拒否の禁止)

第10条 事業所は、正当な理由なく短期入所サービスの提供を拒んではならない。

(短期入所サービス提供困難時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、速やかに当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定訪問介護支援事業者等を紹介するなどの措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第12条 事業所は、短期入所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、短期入所サービスを提供するよう務めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

（短期入所サービスの開始及び終了）

第14条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所サービスを提供するものとする。

- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との、適切な連携により、サービスの提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（短期入所サービスの提供の記録）

第15条 事業所は、短期入所サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

（短期入所生活介護計画の作成）

第16条 事業所は、概ね4日以上にわたり継続して利用されることが予定される利用者については、サービスの目標、その目的を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画書を作成するものとする。

- 2 介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、短期入所生活介護計画の素案のとりまとめを行う。
- 3 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得るものとする。
- 5 短期入所生活介護計画を作成した際には利用者に交付しなければならない。

（短期入所サービスの取扱方針）

第17条 短期入所サービスの提供に当たって、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。

- 2 ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- 3 利用者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- 4 利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切にサービスを提供するものとする。

- 5 職員は、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 事業所は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（介護）

第18条 介護は、ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることができる。
- 3 排泄の介助については、利用者の心身の状況に応じて適切な方法により自立しておこなえるよう必要な支援を行うものとする。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつおむつを排泄毎随時に取り替えるものとする。
- 5 褥瘡が発生しないよう対策を策定し、適切な介護を行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 利用者の負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第19条 事業所は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 利用者それぞれの心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

（相談及び援助）

第20条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に誠実に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第21条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの行動を支援するものとする。

- 2 常に利用者の家族が訪問しやすい雰囲気づくりに努め、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。

（機能訓練）

第22条 事業所は、利用者との合意に基づき、心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

（健康管理）

第23条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を採るものとする。

- 2 利用者が入院治療等の必要が生じた場合は、協力医療機関に対応を要請することとする。

（協力医療機関等）

第24条 事業所は、治療を必要とする入居者のための協力医療機関として、榛原総合病院を定める。

- 2 協力歯科医療機関として、赤堀歯科医院を定める。

（利用料等）

第25条 短期入所サービスを提供しいた場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該短期入所サービスが法定代理受領サービスであるときの自己負担額は、介護保険負担割合証による額とする。

- 2 前項の規定によるほか、利用者から次の利用料の支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用（別表のとおり）
- (2) 滞在に要する費用（別表のとおり）
- (3) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。）として別表のとおり
- (4) 理美容代（別表のとおり）

- (5) 各号に掲げるもののほか、短期入所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受けるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第26条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した短期入所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第27条 通常の送迎の実施地域は、牧之原市、吉田町、島田市（初倉地区）とする。

第5章 短期入所サービス利用に当たっての留意事項

（短期入所サービス利用に当たっての留意事項等）

第28条 短期入所サービス利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- （１）喧嘩、口論又は暴力行為、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑になることをしないこと。
 - （２）火気の取扱いに注意し、使用の際は職員に申し出ること。
 - （３）設備、備品その他の器具を破損し、又はこれらを事業所外に持ち出さないこと。
- ２ 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者に対し所定の手続により、短期入所サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- （１）事業所の秩序を乱す行為をしたとき。
 - （２）偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - （３）故意にこの規程に違反したとき。

（緊急時における対応）

第29条 事業所の職員等は、短期入所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族等への連絡を行い必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第30条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- ２ 消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、地震及び風水害を含め具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を行うものとする。
- ３ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底しなければならない。
- ４ 日頃から消防団や地域住民と連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制を整えなければならない。

第6章 その他施設の運営に関する重要事項

（事故発生の防止及び事故発生時の対応）

第31条 事業所は、事故発生の防止のための指針を定めるものとする。

- ２ 利用者に対する短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、原因の分析を通じた改善策を定めて職員に周知徹底するものとする。
- ３ 事故発生の防止のための委員会を設置するものとする。

- 4 事故発生の防止のための研修を、年2回以上職員に対して行うものとする。
- 5 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 6 入居者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止）

第32条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 利用者の虐待防止のための責任者として、管理者を選定する。
- 3 委員会を設置し、3月に1回程度開催する。
- 3 利用者の虐待防止のための指針を整備すること。
- 4 介護職員その他の従事者に対し、虐待防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第33条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第34条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第35条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するものとする。

(ハラスメントの防止)

第36条 事業所は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動等、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化し、必要な措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第37条 事業所は、提供した短期入所サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 提供した短期入所サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、改善内容を報告するものとする。
- 4 苦情解決の適切な支援を行うため、第三者の立場に立つ第三者委員を設置し、提供した短期入所サービス等に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

第38条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。

- 2 感染症の発生や蔓延がないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回程度、定期的に関催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的を実施すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚労告第268号）に沿った対応を行うこと。

（秘密保持等）

第39条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第40条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（利用者に関する市町への通知）

第41条 事業所は、短期入所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに短期入所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（重要事項の揭示）

第42条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示するものとする。

（会計の区分）

第43条 事業所は、当該サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

- 2 経理については、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園経理規程の定めるところによる。

（記録の整備）

第44条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 短期入所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 第15条に規定する利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第17条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第31条第5項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (5) 第32条第2項に規定する苦情処理の内容等の記録
- (6) 第36条に規定する利用者に関する市町への通知に関する記録

(自治体との連携)

第45条 事業所は、県及び市町村と積極的に情報を交換し、適切な介護サービスの推進に努めるほか、指導、助言があった際には誠実に改善の対応に当たらなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第46条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人牧ノ原やまばと学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(法令との関係)

第47条 この規程に定めのない事項については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、その他関係法令の定めるところによる。

附則

(施行)

この規程は2014年10月1日から施行する。

この規程は2018年4月1日から施行する。

この規程は2024年4月1日から施行する。